

(様式第1号)

平成25年度 芦屋市子ども・子育て会議 第1回基準検討部会 会議録

日 時	平成25年10月25日(金) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室
出 席 者	部 会 長 伊田 義信 委 員 大方 美香 委 員 下岡 きみ代 委 員 飯田 眞美 委 員 末谷 満 委 員 金光 文代 委 員 山本 眞 委 員 安里 知陽 委 員 有馬 直美 委 員 藤原 寛子 事務局 こども政策課長 宮本 雅代 こども政策課主幹 高橋 弘美 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元泰 基準検討部会関係課 保育課長 本間 慶一 教育委員会管理部管理課長 萩原 裕子
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	3人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<確認・報告>

- (1) 部会での検討事項の確認
- (2) アンケート調査について(報告)(該当設問)

<協議>

- (1) 検討すべき基準と芦屋市の現状について（施設、整備等）
- (2) 検討すべき基準と芦屋市の現状について（保育の必要性、公定価格）
- (3) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 平成25年度芦屋市子ども・子育て会議の部会の設置について
資料2 子ども・子育て支援新制度の概要について
資料3 芦屋市子ども・子育て支援新制度に関する計画策定 工程表
資料4 子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童用より抜粋）
資料5-1 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について
（平成25年5月8日 国版子ども・子育て会議第1回基準検討部会配布資料より抜粋）
資料5-2 「新設」の幼保連携型認定こども園の認可基準について
（平成25年9月20日 国版子ども・子育て会議第5回基準検討部会配布資料より抜粋）
資料6-1 保育の必要性の認定について
（平成25年10月3日 第7回国版子ども・子育て会議配布資料より抜粋）
資料6-2 公定価格について
（平成25年9月20日 国版子ども・子育て会議第5回基準検討部会配布資料より抜粋）
資料7-1 「新設」の幼保連携型認定こども園の検討すべき事項と芦屋市の現状
資料7-2 芦屋市の公立保育所の施設詳細と保育士1人当りの園児数
資料8-1 地域型保育事業について
（平成25年9月20日 国版子ども・子育て会議第5回基準検討部会配布資料より抜粋）
資料8-2 認可外保育施設調査 集計結果
資料9 保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【部会長より挨拶】

- (2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

<確認・報告>

- (1) 部会での検討事項の確認

【事務局より部会での検討事項の確認について説明】

(2) アンケート調査について (報告) (該当設問)

【事務局よりアンケート調査について説明】

(部会長) アンケートの報告については以上ですが、何かご質問はございますか。

(大方委員) 今のままいくと35%ですか。

(事務局) 昨日の時点では35%、会議の時には65%と申ししていました。他の阪神間の自治体も、かなり厳しい数字だと聞いています。

(大方委員) 35%という数字は信憑性がないので、50%ぐらいまで目指さないと難しいと思います。特に、乳児のいる家庭では子育て支援センター等にアンケートを持って来て記入してもらったり、子どもを見ている間に書いてもらったり、何かしら奨励を施さないと、家で子どもの面倒を見てもらう人がいなければ、アンケートを見ても捨ててしまうと思います。全員対象であれば、保育園や幼稚園で保護者会に言えますが、抽出なので、誰に声をかけてよいのか分からないので、PTAの方々にご協力をお願いしたいと思います。

(事務局) PTAの方々や乳幼児と関わっている施設スタッフに声をかけてもらうなど、市内の多くの施設に声をかけていこうと考えています。

(大方委員) 幼稚園の預かりの時間に、アンケートを持って来て書いてもらうのもいいですが、対象者が全員ではないので、周りの目が気になり書きづらかったりもするのではないのでしょうか。回収率が少ない気がします。

(事務局) 集計が可能な範囲で、期限を越えても受け付けていこうと考えています。

(部会長) 是非、調査結果回収に関しては、最終のプッシュしていただきたいと思います。合わせて、委員の方々も広報してもらいたいと思います。では、協議に移ります。

<協議>

(1) 検討すべき基準と芦屋市の現状について (施設、整備等)

【事務局より検討すべき基準と芦屋市の現状について説明】

(部会長) 検討すべき協議の中身を2つに分けていますが、施設・整備等を中心にということで、前半は施設型給付について、後半は地域型保育事業についてでした。まず前半の部分の認定こども園、幼稚園、保育所といった施設で考えてみたいと思います。先ほどの説明の中で、ご質問等ございますか。

(有馬委員) 今、お話を聞いて疑問に思ったのですが、認定こども園が芦屋市に必要なのかということはまだ決定していないのではないのでしょうか。今まで、会議に出席しており、芦屋市の現状を踏まえて、実際に、どのようなことが子どもたちにとってよいことなのか話し合ってきたと思いますが、急に、認定こども園がつくられることを前提に話が進んでいる気がします。また、以前、下岡委員がおっしゃっていた案が一切盛り込まれてない点が、疑問に思うのですが。

(事務局) 認定こども園につきましては、先ほどのアンケートの中で、推進すべきかどうか一定のご意見をいただきます。新しい制度の趣旨は、教育と保育を一体に提供できる施設の推進及び確保です。いずれは芦屋市内でも認定こども園ができると思います。そのことも含めて、芦屋市内に認定こども園ができる場合、今の保育・教育を維持するという意見が出るのか、あるいは、国が示しているものを基準と

するのか。財政的な状況、私立の運営状況もありますし、そうしたことも含めて、どのようにしていくとよいのかご意見をいただきたいということです。

(有馬委員) そういった認識を、皆さん委員がしっかりと把握しておかなければ、このまま認定こども園をつくる前提で進んでいってしまうような気がします。また、どうして国が認定こども園を推進するのか、その背景には、就労する女性が増えたことや、その子どもにも教育をとということで一体化を考えたと思います。結局、それが実現されればよい話です。ですから、下岡委員がおっしゃっていた、0、1、2歳児を保育園がみて、3、4、5歳児を幼稚園がみることは、意識上の一体型だと思います。認定こども園を、国全体がつくっているから、つくらなければいけないと思う必要はないと思います。歴史によって培われた教育を生かしながら、芦屋独自の新しいスタイルを私たちが導いていくべきだと思います。委員の方たちもそういった意識で進めていってほしいと思います。先ほど、アンケートのことで、PTAの方にも協力いただいたらと言われていましたが、今月29日に各学校の代表の方を集めて子ども・子育て支援新制度についての委員会を設けます。その委員会で6,500人いるPTAの方の意見を集約し、その意見を子ども・子育て会議に反映させていただきたいと考えています。

(部会長) 今、有馬委員から意見がありましたが、一般的には本委員による会議があり、その中の専門的なことや項目別で会議を進めるワーキンググループを別で作る形がありますが、この会議は、子ども・子育て会議の委員が中で2つに分かれてそれぞれ基準について、事業について検討するということになっています。それだけに、先ほど、本体で議論されている「認定こども園をつくるのは確定なのか」という話も並行して出てきますが、ただ、この会議の中では、国が進めようとしている大きな制度の中で、施設型給付と地域型給付それぞれの基準をどうするかということ、認定こども園になった場合も含めて考えていくということで会議を進めていきたいと思います。

(大方委員) この会議で参酌基準の部分、しっかり決めるということですか。

(部会長) その通りです。

(有馬委員) 認定こども園は、つくらなければいけないというわけではないのでしょうか。必要であれば認定こども園をつくるという話なのではないでしょうか。

(部会長) その辺りは、どうでしょうか。

(有馬委員) その件について内閣府に問い合わせしてみたところ、それは、地域のニーズに合わせてということでした。そのことを委員全員で認識していかないとこれから決めていく上で問題になってくると思いました。

(事務局) 事務局として、今の芦屋市の方向性を大きく説明させていただきます。ずっと今まで経過を報告していましたが、保育所・幼稚園がそれぞれに運営施設としてあり、子どもが育っています。一方では、待機児童の問題があり、一方では幼稚園児の減少、一方では地域の児童数の減少という問題も社会構造としてあります。就学前の子どもを地域でどのように育てて行くかと考えた場合、幼稚園と保育所の枠組みの格差を取り払っていこうというのが、新制度に向けた動きです。芦屋市も基本路線は同じです。それを具体的にどのようにして解消していくのか、一つのスタイルとして認定こども園というものがありますが、その可能性を秘めた中でこの会議で基準を考えたいということです。認定こども園をつくることは義務ではありません。

(部会長) 大枠のところと各項目に応じて考えていくこともありますので、今あった事務

局説明の補足として私立保育園の説明を飯田委員にお願いしたいと思います。

(飯田委員) 私立の認可園として説明させていただくと、認可を得るには基準があるので、公立とほとんど違いはありません。私立各園の施設に応じて様々なことができるという点では公立よりはやっていることの幅があります。具体的には、一時預かりや延長保育などがあり、その施設の裁量に応じてできる余地があるかと思っています。

(部会長) 認可の基準としては、職員、設備関係は同じであり、延長保育といった部分で異なるということですね。他に芦屋市として付け加えることはありますか。

(下岡委員) 芦屋市の基準は、国の基準よりも高くしてきたのは事実です。特に付け加えることはありません。

(部会長) 山本委員、幼稚園の基準のところで、私立の幼稚園から補足することがあればよろしく願いいたします。

(山本委員) 県の認可の関係で基準を満たしています。問題は、要配慮児について、私立の幼稚園では加配教諭を配置することは簡単にはできません。公立は予算が付いてきますから、場合によっては先生を1人増やせますが、私立は容易に増やせず、経営努力となります。他には、園児が30人を超えたからといってすぐにはクラスを分けることは部屋の数の問題もあり簡単にはできません。30人を超えた場合には1人幼稚園教諭を追加で配置し、1つの部屋で対応したケースもありました。預かり保育についても早朝のニーズがあり、その場合は代金を頂かずサービスで行っている現状もあります。そのあたりも経営努力で対応せざるを得ないという問題があります。

(部会長) 芦屋市の公立幼稚園の特徴はございますか。

(金光委員) 芦屋市の公立幼稚園の特徴は、各園にフリー教諭を配置しております。配慮が必要な子どもについては加配教諭と支援員を配置しております。預かり保育に関しては、預かり専用の幼稚園教諭資格を持った先生を配置しています。今は16時30分までです。4歳児30名、5歳児35名ということで、4歳児に関しては、30名を超えても途中入園もあるため、35人までは受け入れることのできる体制になっています。

(部会長) 資料7-1幼稚園の基準、芦屋市の現状のその他が空欄になっていますが、例えばここに保育所でいう加配保育士等、基準には入りませんがあると考えてよろしいでしょうか。山本委員からも私立の場合の要配慮児等、難しい点があるというお話がありました。私立保育園ではどうでしょうか。

(飯田委員) 補助は出ないと思います。

(部会長) そういったところの違いがあるということですね。今、出ているお話は、基準ではなく、芦屋市ではそういったことがなされているという実態を知っていただくということです。安里委員は、いかがでしょうか。

(安里委員) 基準のことは全然分かりませんが、これを見て知りました。

(藤原委員) 芦屋市では、募集の時に、要配慮児に対して、別枠で受け入れていただけますか。

(下岡委員) 今のところ、要配慮の状態だから保育に欠けるという意味ではありません。1つの保育所で3名までという基準は、設けています。要配慮児かどうかははっきりした判定がつかないお子さんについては加配は付きません。要配慮児1人につき先生がつくのではなく、園に1人の先生がいるという意味です。

(藤原委員) 幼稚園もそうなんでしょうね

(金光委員) 入園の健診時に、気になるお子さんがいた場合には保護者の方に一緒に来ていただいて加配申請をしています。加配申請をされたお子さんの検討委員会がありまして、検討委員会の先生方が見て判断してくださるので、年によって加配教諭の人数も違います。しかし予算もありますので、付くことができなかつた子には、職員全体で見ることになっています。

(藤原委員) 公立には、加配教諭がいる裏でどのように要配慮児かどうかの判定をしているのかという背景が気になったのでお聞きしました。

(部会長) 背景ではどのような実態や取り組みがあつて教諭人数を増やしているかということが、芦屋独自の地域性に関係しているところだと思います。

(山本委員) 認可基準で教師の数を決めて、それでよしでは、とんでもない話です。現実には、それでは運営できません。私立は大抵教員数を超えています。それがたとえパートの先生であつたとしても。そうでもしないと、子どもたちをしっかりと保育できないからです。正直なことを言えば、配慮が必要な子どもは、願書が出た時点で、私立は配慮が必要な子どもを拒否できますが、やっぱり園としてはそこで、子どもと親御さんに何とかしましようと言つてしまいます。申請すれば県から補助金がありますが、微々たるものです。申請が、県ではなく市にかわつたときに、受け入れてもらえるかどうか、本当に私立としては戦々恐々です。今、県の方からは、特別支援が必要な子どもが園に1人いれば補助金は年間38万円、2人いると1人につき倍額の76万円になり、合わせて152万円になります。2人いると、何とかパートを1人雇つて経営できます。しかし、このような情報は、表立つて言えません。県が今まで私立に対して行つてきた補助などの体制というのを、市町村は全く理解していません。今後、市が管轄するようになれば、もっと理解してほしいです。法律・基準どおりと言われてしまえば、運営自体できなくなつてしまいます。

(部会長) 資料5-1の11ページにあるように、認定こども園の基準は、ほとんど参酌基準となります。今後、芦屋市にはない認定こども園を将来的に考えた時に、ここに挙がつている幼稚園や保育所の基準が基になっていきます。合わせて、ここに挙がつている数字や言葉の背景にあることや、挙がつていないことを考える必要があります。

(飯田委員) 先程、資料7-1のところで、国基準と芦屋市の基準が載つていて、いくつか芦屋市が上乘せしているものがあつたと思います。芦屋市が国基準を上回るのは、昔からあつたようなので伝統的にそうしているのだと思います。多分、保護者や現場から意見が出てきたため、芦屋市の子どもたちには必要であると判断され、上乘せし、余分に予算も使つている現状があります。その部分が認定こども園の新しい基準でも協議が必要になってくると思うので、その背景を共通理解した方がよいと思います。

(部会長) 基準検討部会で、すべて国基準でいこうと決めてしまうとすべて決まつてしまつていますが、これまでの歴史と地域性の経緯というものが参酌基準を考える上で非常に重要になってきます。ですので、次回までに、わかる範囲の中で共通理解していければよいと思います。

(部会長) ここまでが施設型給付についてです。次に、地域型給付ですが、末谷委員に実態などお話いただければと思います。

(末谷委員) 認可外保育所の代表として、別枠的などころがありましたが、実情には2つあ

りまして、1つ目は、待機児童が多いので施設をつくり、保育所の受け皿のようなことを小規模に行っているものと、2つ目は、子どもたちの学びの場をつくりたいということで設立した幼稚園のような所があります。両方とも、認可外保育所の枠内にありまして、基準も同じです。しかし、全く別のことをしているにも関わらず、基準が同じとなっています。幼稚園的な指導で英語、体育などいろいろな特徴を出しながらも保育所という基準で認定されています。4年前、私も子どもたちを豊かに育てるにはどうしたらいいかと自分なりに考えて設立したら、自然に、今の認定こども園的な、幼稚園の授業もあり、保育の時間も預かるという形が成立し、運営しています。そうした中で、保護者からの利用料と自費での運営となっています。ということなので、運営は厳しくなっています。運営していても、全く補助がありませんので、その基準を満たしていく中で、補助が皆無の状態ですから、そのところを今後、考慮していただけたらと思います。芦屋市の認可外だけでも300人以上が通園されているので、枠組みを一緒に考えていただけたらと思います。

(部会長) ちなみに、地域型保育事業の概要がありますが、ここの認可基準での具体的な各項目について、すべてクリアされているのですか。

(末谷委員) もちろんクリアしていますが、プラスアルファしていかないと子どもたちを安全に見ていけません。人を増やして、子どもたちを安全に見ていますので、そこに人件費がかかるところです。子どもをしっかり見るには、基準よりも上乘せして、サービスの部分を出さないといけないという考えで、皆さん運営されていると思います。

(部会長) さきほど山本委員から、職員の人数を上乘せしていると言われましたが、認可基準が具体的に載っているところが4～8ページにある中で、これより上乘せしているのはどの項目になりますか。

(末谷委員) 職員の数はプラス1人しています。認可外保育では保育士の人数をそろえるようになっていますが、実際4、5歳児は幼稚園教育をしているので、幼稚園免許を持った方が必要ですが、保育所という扱いで一括りになっているという現状があります。

(大方委員) 地域型保育事業というのは今後のことでしょうか。

(事務局) そうです。

(大方委員) 現在、このような認可基準があるわけではなく、今は自助努力で利用される方から月謝をとって努力されているということですね。

(末谷委員) 認可外保育の基準というものがありますので、それに沿って行っています。

(大方委員) 今出ている項目は、新しく国が示しているものだと思ってよろしいでしょうか。

(事務局) 芦屋市では地域型保育の基準を設けていません。今後、新しい給付の中で、一定の基準を国が示しているスタンダードにそのまま市の基準として移行するのか、先ほどおっしゃったようにプラス1を認めた上で認可外を広めていくのかということです。ただし、その場合は当然、財政的な負担は、幼稚園や保育所も同様ですが、国は一定の割合しか出さないなので、市が上乘せしてでも安全のためにやっていくということであれば、それを新制度で進めるという考え方です。

(下岡委員) 付け加えですが、この基準は保育所の場合、朝の7時30分から19時までを満たすには前後の職員が必要だという考え方を示しておかなければなりません。保育所にはここに表れていないパート保育士の方がいらっしゃいます。職員は時差勤務をしており、芦屋市の特徴と言えるかもしれませんが、職員が早出、遅出と分

けてと開所から閉所までいます。しかし、時差勤務ですから、真ん中に保育があり、前後の抜けた部分に関してはパート保育士の方が入るようになっています。これが、表しきれいていないと感じます。

(部会長) この基準を満たすためにはもっと人がいるということでしょうか。

(下岡委員) 幼稚園からも何度か言われていますが、保育の幅が広まる、つまり朝夕が増えると、そこを満たすためには人が増えるということです。真ん中の部分よりもまずはその前後の部分を満たすために人がいるということです。

(部会長) この基準を考えるに当たっては、おっしゃっていただいたような勤務の背景も考えていくことが必要ということですね。

(大方委員) 芦屋市では認可外保育所の基準はまだ何も無く、あくまでも自助努力、幼稚園でも保育園でもなく、自分で契約して、されているということ。ただ、国がそこにも注目しているので、待機児童の解消を含めて、利用者ニーズがあるならば、認めていってはどうかという提案が来ているというわけです。

(部会長) 市にはなく、県の基準にはあるわけなので、今後検討していく中で参考になるということですね。今は、人・物・お金というマネジメントの要件があるとすると、人と物でした。次は保育の必要性、公定価格ということで、芦屋市の現状を含めて説明をお願いいたします。

(2) 検討すべき基準と芦屋市の現状について (保育の必要性、公定価格)

【事務局より検討すべき基準と芦屋市の現状について説明】

(部会長) ありがとうございます。事務局より制度の骨格の話がありましたが、これについては、情報も少ないということがあり、今の説明に、大方先生からの解説を加えていただきたいと思います。お願いできますでしょうか。

(大方委員) 単純にいうと介護保険制度ができた時に、介護度1や2と分かれたことによって社会福祉施設が、介護度5の方をたくさん受け入れなければ運営をしていけないといったことや、介護認定ができて結局国からの社会保障に対するお金が下りなくなってきたということです。先ほど山本先生がおっしゃったように、私立幼稚園の管轄は市町村ではなく都道府県のため、教育委員会にも入っておらず、別枠で、今まで保護者の方から頂く保育料以外に私学補助金が出ていました。それが、これからはおそらく市町村の裁量になってくるため、市町村が今までのように、私学補助金を市として出すと言えば、私立幼稚園は今まで通りに運営を行えますが、このまま放っておくと、すべての子ども、すべての養育家庭を公平にとはいっていますが、認定を受けるがゆえに、逆に認定を受けて施設型給付を受けなければ、補助金が出なくなる可能性があります。そうすると、私立幼稚園は非常に苦しくなり、今まで通り預かり保育等のサービスを続けて実施する中で施設型給付を受けるためには、どうしても連携型という手を上げ、システムを変えなければ、給付を受けられないようになっています。そのため、連携型の公立をどうするかという話とは別に、私立幼稚園であっても、保育園であっても手を上げざるを得ない場合も起こり得るのです。そのための基準として芦屋市で行ってきたものを守るべきだとこの会で言うておかなければ、乳児もどんどん入れるという形になります。規制緩和といえは聞こえはよいのですが、最低基準を守らな

くなるという可能性も含んでいます。運動場も学校教育法で幼稚園ではこれだけ必要であると決められており、保育所は逆に1階でなくても2階でもどこでも設置が認められているので、枠がありません。そこも含めて議論をしなければ、今ある幼稚園を残そうと思っても、財政的に残すことができなくなります。公立も、行っていることがどうというわけではなく、公立には国のお金を出さないとしているので、市町村がどこまで市民のお金をもって公立を守れるのか、私立への配分も含めて考えていかなければなりません。そのときの人数の割合が非常に重要で、先ほどおっしゃったように支援を要するお子さんは増えてきています。芦屋市としてどうするのかというバランスが求められています。この会は基準を決める会ですが、27年度にスタートするつもりで確実に動いており、結果ありきで動いてしまっているところがあるため、保護者への説明もとても難しく大変なことなのです。

(有馬委員) 進んでいく中で、保護者の意見として、子どもの将来を考えないといけません。その子どもたちが地域の将来を担っていくのです。本当に素晴らしい子どもたちを作り上げていかないと、この地域も国もないと思います。ですから、現状を経済面で大変かも知れませんが、やはり地域、国を背負う子どもたちを育てていく上で、そこにお金を投じることが必要だと思います。今後この会を進めていく上で、もちろんお金を考えないといけません、もっと大きな視点で子どもたちの将来のために本当にそれが必要なかどうかということ根底に進めていただきたいと保護者の代表として思います。

(飯田委員) 大方先生がおっしゃった公立に関して国はお金を出さないと言っているというところですが、その言葉どおりであれば、国は公立は必要ないと言っているのと同じだということですか。私の理解では今の私立に出ているように、見える形では出てきませんが、芦屋市にある公立幼稚園、公立保育所の運営についての必要分は地方交付税に入れ込んで入ってくると理解しているため、見える形で「これは幼稚園の分」と入っては来ませんが、全体として芦屋市としてこれだけのお金が必要であるということやってくると思っていました。そうではないのでしょうか。

(大方委員) 公立をなくそうと言っているわけではなく、一般財源というと分かりにくくなってしまいます。これは保育園に、これは幼稚園にということではなく、市町村でニーズ量に合わせて市がどう考えるかということです。

(飯田委員) 付け足しですが、このところ認定こども園の話が出てきますが、認定こども園も私立でないといけないというわけではなく、公立で建てるのであれば、その分のお金は芦屋市ではこれだけ必要だということ国へあげれば地方交付税の基礎にはなるということここで理解しておけばよいのではないのでしょうか。私立でないと認定こども園はできないということではなく、芦屋市では1つも無いので、それだけ必要であれば公立で建てて欲しいと、どの保護者に聞いても出てきます。芦屋市が立てなければ、よいか悪いかわからないという意見が多いので、それも可能性としてはあるということよろしいでしょうか。

(大方委員) それも含めてニーズ調査をしながら、また今後の見通しも考えながら市としてどうするのかということ子ども会議で議論してくださいということです。乳児については保育で、3、4、5歳は幼稚園でという話でした。

(下岡委員) 保育所からそのまま上がってくるならば、3、4、5歳の子どもは認定こども園になるということでしょうか。

- (有馬委員) 意識の上での連携ということで、すばらしい意見だと思います。
- (下岡委員) 保護者からすると、上の子と下の子が通うには2つに通わなければなりません。こちら側から考えればすばらしい意見ですが、いろいろな問題が含まれることは確かで、教育委員会からもいろいろな意見があると思うので、保育所側からあまり言うてはいけないと思っています。
- (部会長) そろそろ時間ですが、説明の中でいろいろな角度から見る必要があるということに気づかされますね。
- (山本委員) 芦屋で基準をつくっても、通ってきている子どもたちは芦屋市民だけではありません。私立幼稚園ではそうです。神戸市、西宮市の子もいます。そうすると、市の基準だけではなく、神戸市、西宮市とも関係していく必要があります。県は調整しますとは言っていますが、現状がどうなるかは分かりません。正直に言うともだまだ雲をつかむような感じです。
- (部会長) 走りながらというところはありますので、その点につきましては随時情報を捉えて、こういう場でまた教えていただければと思います。
- (山本委員) 兵庫県内の私立幼稚園では、認定こども園になっていくところが多くあります。しかし、その方たちも状況によっては、公定価格がどうなるのか、基準がどうなるのかによっては幼稚園に戻すかもしれないという話も聞いています。あるいは県の補助のままで、今までの私学助成でがんばるというところも出てきています。今は非常に私立幼稚園は悩んでいます。ですから、国だけがどんどん走っています。
- (部会長) 社会保障制度改革待ったなしということで、国は4本柱をすべて同時進行しているという状況です。ここでは芦屋市の状況についてどうしていくかという話をしてきました。よろしいでしょうか。
- (有馬委員) 西宮や横浜のゼロ宣言を参考に進めている部分もあると思いますが、比較はできず、横浜はほとんど公立がない状態であり、西宮では同じ様な状況です。芦屋市は公立の幼稚園があり、なおかつ受け皿がたくさんあるということなので、それをどうして使わないのかということが疑問です。また、認定こども園はそういった受け皿がない過疎の地域等につくられているものです。ですから、本当に認定こども園が、お金を出してでも必要かどうかということを考えていかなければならないと思います。委員の方たちはそれを知った上で、この認定こども園について議論していただきたいと思います。認定こども園自体を幼保連携型にするということはすばらしい考えだと思うので、認定こども園を否定しているわけではありませんが、いろいろな方向性からみなさんと考えて行きたいと思います。
- (部会長) いろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。本日の内容の確認です。1点目が施設型給付の幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育所等でどういった基準があるかを確認し、さらに芦屋市における現状を確認しました。また今回は協議というよりも研修の意味合いの強い内容であったと思います。状況については、それぞれの立場でそれぞれがどういう状況になるかを知ることでした。もう1点が保育の必要性、公定価格ということで骨格の大事な部分の説明を聞き、状況を知りました。主に、今の状況について知ることが多く、基準についての意見を出すということがなかなかできませんでしたが、芦屋市の基準をどうしていくのかという骨子を事務局から焦点化し、この資料に国版基準検討部会の抜粋がありますが、それぞれ検討項目についてたたき台を次回示す中で、焦点化した話し合いができればと思っていますので、事務局にお願い

をしておきます。合わせて、協議の外にはなりますが、アンケートの回収に努めていただくことを部会からもお願いしますということで、本日の議事を終了したいと思います。

(金光委員) アンケートについてですが、保護者の方に聞くと、アンケートが来ている方と来ていない方といらっしゃいます。提出を確認すると、忘れていたという方が多くいらっしゃいます。現場としては保護者の方に言うようにはしていますが、皆様のご意見を出していただきたいと思いますので、重ねて努力をお願いいたします。

(3) その他連絡事項

(部会長) それでは、その他連絡事項、お願いいたします。

【事務局よりその他連絡】

(部会長) それでは、これをもちまして芦屋市子ども・子育て会議第1回基準検討部会を終了いたします。長時間ありがとうございました。次回、12月開催の子ども・子育て会議でお会いできるということで、お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。